

# 榎法華港

Port of TODOHOKKE

## ● 榎法華港の沿革

榎法華港は、渡島半島南部に突出した最東端に位置し、古くから恵山岬は津軽海峡を経て、本州方面へ赴く船舶の要路で難所として知られていた。  
 1630年頃先人が元村に漁業を拓いたことから始まり、恵山沖を航行する船が嵐を避け、また水や食料を補給するために利用されていた。  
 昭和7年（1932年）に漁村振興事業により東防波堤が着工されたのに始まり、昭和26年（1951年）避難港に指定、昭和41年（1966年）地方港湾に昇格した。沖合いには道南唯一の恵山魚田を有し、ブリ、スケソウタラ等の魚種が豊富で盛漁期には多数の漁船が操業している。  
 平成28年（2016年）に恵山火山避難計画が策定され、令和7年（2025年）には小・中学生を含む地域住民を対象に、海上自衛隊「水中処分母船2号」、海上保安庁「巡視艇ゆきぐも」に実際に乗船する避難者海上輸送訓練を含む恵山火山噴火総合防災訓練を実施した。

## OUTLINE



### 榎法華八幡神社例大祭

榎法華八幡神社は、海の神様である「菅田別命（ほんだわけのみこと）」（応神天皇）を祀り、漁業関係の守護神として江戸時代に建立された神社である。  
 例年8月10日から12日にかけて例大祭が執り行われ、初日の宵宮祭には榎法華港に集結している地元漁船が飾り付けを行い、操業の安全と豊漁を願って、神社宮司と共に全船が榎法華沿岸域をパレードする。  
 二日目の本祭は、神社の神輿渡御や子供神輿が地域全域を練り歩き、榎法華地域の1年の中で一番の賑わいを見せるイベントとなっている。

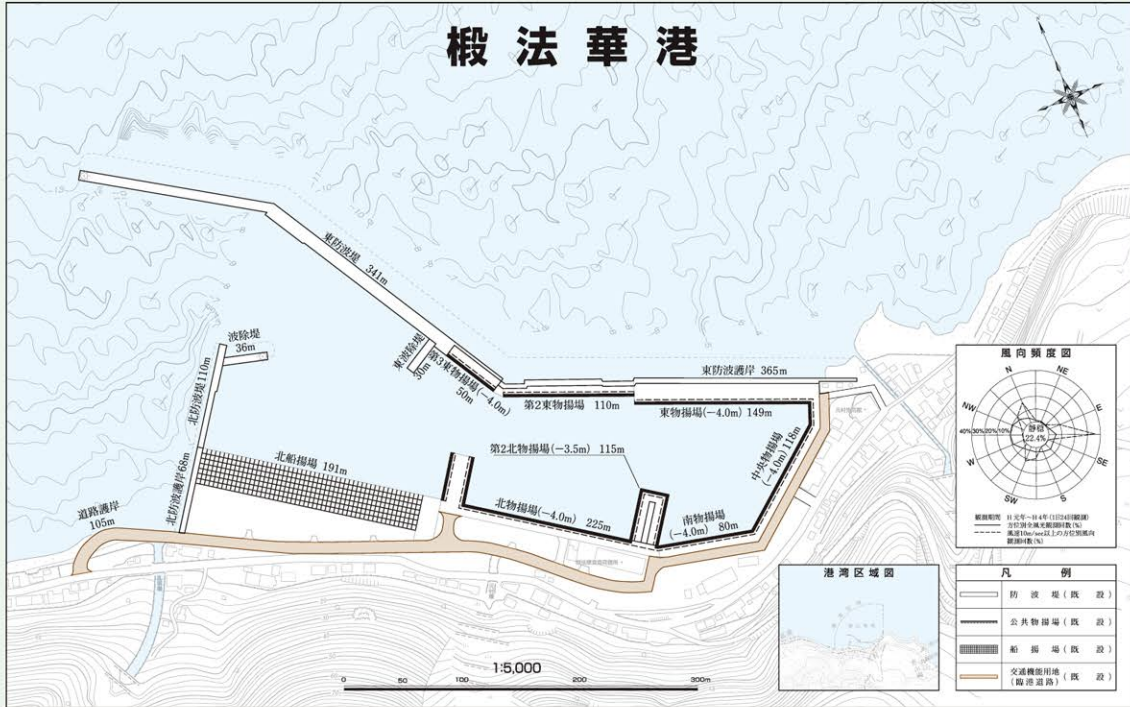
### 榎法華港の施設

#### ● 主なけい留施設

地区名	施設名	水深(m)	施設延長(m)
本港地区	東物揚場	-4.0	149.0
	第2東物揚場	-4.0	110.0
	第3東物揚場	-4.0	50.0
	中央物揚場	-4.0	118.0
	南物揚場	-4.0	80.0
	北物揚場	-4.0	225.0
地区	第2北物揚場	-3.5	115.0
	北物揚場	-2.0	191.0

#### ● 主な外郭施設

地区名	施設名	施設延長(m)
本港地区	東防波堤	341.0
	北防波堤	110.0
	波除堤	36.0
	東波除堤	30.0
	東防波護岸	365.0
	北防波護岸	68.0
地区	道路護岸	105.0



## 榎法華港港湾施設等使用料

区分 (船舶1隻につき)	金額					
	ア. けい留が1月未満	イ. けい留が1月以上3月未満	ウ. けい留が3月以上6月未満	エ. けい留が6月以上9月未満	オ. けい留が9月以上1年以内	
1. 物揚場使用料	(1) 常時使用					
	(ア) 総トン数5トン未満の船舶	880円	2,410円	4,191円	5,867円	6,495円
	(イ) 総トン数5トン以上10トン未満の船舶	1,467円	4,191円	7,124円	10,057円	11,210円
	(ウ) 総トン数10トン以上15トン未満の船舶	2,200円	6,076円	10,476円	14,771円	16,238円
	(エ) 総トン数15トン以上20トン未満の船舶	2,829円	7,543円	13,410円	18,543円	20,533円
	(オ) 総トン数20トン以上30トン未満の船舶	5,343円	14,038円	24,410円	33,838円	37,714円
	(カ) 総トン数30トン以上40トン未満の船舶	6,600円	18,124円	31,533円	43,582円	48,610円
	(キ) 総トン数40トン以上50トン未満の船舶	8,695円	23,048円	39,914円	55,105円	61,286円
	(ク) 総トン数50トン以上60トン未満の船舶	10,686円	28,600円	49,657円	68,933円	76,582円
	(ケ) 総トン数60トン以上80トン未満の船舶	13,724円	37,086円	64,533円	89,886円	99,419円
(コ) 総トン数80トン以上の船舶	16,762円に80トンを超える総トン数20トンまでごとに2,933円を加算した額	45,467円に80トンを超える総トン数20トンまでごとに8,382円を加算した額	79,410円に80トンを超える総トン数20トンまでごとに14,876円を加算した額	110,733円に80トンを超える総トン数20トンまでごとに20,848円を加算した額	122,362円に80トンを超える総トン数20トンまでごとに22,838円を加算した額	
(2) 臨時使用 総トン数1トンまでごとに24時間につき	31.43円					
2. 船揚場使用料	(1) 15日までの分 1平方メートルまでごとに1日につき	1円05銭				
	(2) 16日以後の分 1平方メートルまでごとに1日につき	2円10銭				
3. 港湾施設使用料	(1) 荷さばき地					
	ア. 特定使用以外 1平方メートルまでごとに1年につき	73円33銭				
	イ. 特定使用					
	(ア) 15日までの分1平方メートルまでごとに1日につき					
	a. 舗装地	1円90銭				
	b. 未舗装地	1円60銭				
	(イ) 16日以後の分1平方メートルまでごとに1日につき					
	a. 舗装地	3円40銭				
	b. 未舗装地	3円10銭				
	(2) その他用地 (道路を除く。)					
ア. 特定使用以外 1平方メートルまでごとに1年につき	73円33銭					
イ. 特定使用						
1平方メートルまでごとに1月につき						
a. 舗装地	57円					
b. 未舗装地	45円					
(3) 道路	函館市道路占用料徴収条例別表に掲げる額					
4. 公共空地占用料	(1) (2)に掲げるもの以外のものの占用					
	ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに	2円20銭				
	イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき	24円				
	(2) プレジャーボートの保管に係るものの占用					
ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに	6円60銭					
イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき	72円					
5. 水域占用料	(1) 船舶およびはしけのけい留ならびに建物および附属工作物、機橋、橋りょう、船台、けい船くいその他これらに類するものの設置による占用					
	ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに	3円02銭				
	イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき	33円				
	(2) 水底管の設置による占用					
	ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに	1円46銭				
イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき	16円					
(3) プレジャーボートのけい留に係るものの設置による占用						
ア. 1月未満の占用1平方メートルまでごとに	9円07銭					
イ. 1月以上の占用1平方メートルまでごとに1年につき	99円					
6. 土砂採取料	1立方メートルまでごとに61円60銭					
備考	1. 常時使用とは、期間を定めたいけい留をい、臨時使用とは、24時間単位でのけい留をいう。 2. 使用料の額が月単位で定められているものに係る使用料の期間が1月未満であるときは、これを1月とする。 3. 特定使用とは、電気、地下埋設物、航空工作物その他これらに類するものを設置するための使用料であって、その期間が1月以上のものをいう。 4. 使用料等の額が年単位で定められているものに係る使用料もしくは占用の期間が1年未満である場合、または使用もしくは占用の期間が1年未満の端数がある場合における使用料等の額は、月割りによって計算する。この場合において、1月未満の端数が生じたときは、これを1月とする。					
榎法華港貨物量の推移		榎法華港入港船舶の推移				
年次別貨物量	移出	移入	合計	年次別入港船舶数	総トン数	隻数
令和3年	13,270	16,998	3,628	114,632	8,603	
令和4年	10,986	14,221	3,235	95,229	7,754	
令和5年	22,531	25,992	3,451	107,081	7,789	
令和6年	23,351	25,995	2,644	100,909	7,569	
令和7年	20,306	22,048	1,742	114,261	7,107	